

第3回・第4回男女共同参画審議会確認事項

ページ	項目	指摘事項	対応
P6	第1章 3. これまでの取組・ 現状と課題 (2) 市の現状 ①社会情勢の変化 ア 家族構成の表中	・令和2年国勢調査の世帯数等は掲載可能か。	確定値を掲載しました。
P19	第3章 3. 施策の展開のみ かた	・ジェンダー等の用語解説は巻末の附属資料にあるがわかりにくい。 ・2次プランから3次プランへの変更点等をわかりやすく総論も含めて表示してほしい。	施策の展開のみかたに、用語解説の案内を追加しました。 第3章について、施策の展開のみかたに、成果指標・事業・数値目標の新規(★)、変更(☆)、注釈(※)を追記しました。
P20	基本目標 I 成果目標	・「家庭生活の場における男女の平等」を復活させる方が望ましい。	成果目標に『「家庭生活の場における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合』、現状値26.3%、目標値35.0%を追加しました。
P25	基本目標 I 施策の方向(1) 事業 No3	・数値目標「男女共同参画に関する図書購入冊数」を再検討されたい。	数値目標を「男女共同参画に関する図書購入冊数」から「男女共同参画関連図書等の特設コーナー設置回数」、(R2)年1回⇒(R8)年2回に変更しました。

ページ	項目	指摘事項	対応
P28	基本目標Ⅱ 成果目標	・成果目標「審議課等委員の女性の参画率」の目標値について、審議会等の委員は充て職が多いので女性の登用率が上がらない原因になっているのでは。	国・県の目標である30%以上は達成していますが、2次プランの目標である35%を達成することは出来ませんでしたので、今後は審議会等の委員選定条件を見直し、充て職ではない代表者の推薦、公募委員や女性人材バンクの活用などにより女性の参画率向上に努めていきます。
P33	基本目標Ⅱ 施策の方向（4） 事業 No18	・数値目標「女性委員のいない審議会等の数」について、審議会等には最低女性1人を入れることが必要では。	女性委員のいない審議会等の7つは、「小城市区長連絡協議会」「小城市災害弔慰金等支給審査委員会」「小城市予防接種健康被害調査委員会」「監査委員」などで、市の裁量がないものや職種で女性のない審議会等がありますので、第2次プランの4を引続き目標としていますが、女性委員のいない審議会等を無くしていけるよう努めていきます。
P34	基本目標Ⅲ 成果目標	・成果目標「市職員の管理職における女性登用率」の目標値が30%から20%への下方修正は理解できない。 ・外部人材などの代替策の検討はできないか。	国の計画では成果目標として「市町村職員の各役職段階に占める女性の割合」を「本庁課長相当職、現状17.8%、目標22%」、「本庁部局長・次長相当職、現状10.1%、目標14%」と設定されています。目標値は、国の計画との整合をとりつつ、今後の市職員の男女年齢別構成から勘案して設定していますが、市役所が事業所等のモデルとなるように女性登用を推進していきます。また、外部人材の登用は現在のところ予定はありませんが、研究の必要があると考えます。
P34 P42	基本目標Ⅲ 成果目標 施策の方向（7） 事業 No34	・事業No34「市の管理・監督職に女性の登用を推進する。」とあるが、成果目標には「市職員の管理職における女性登用率」だけとなっているので整合がとれていないのでは。	成果目標に「市職員の監督職（副課長・係長級）における女性の登用率」、現状値36.4%、目標値40.0%を追加しました。

ページ	項目	指摘事項	対応
P38	基本目標Ⅲ 施策の方向（５） 事業 No20	・数値目標「市内事業所の経営者に占める女性の割合」を新たに設定するには意図が必要では。	P37の【現状と課題】、【施策の取組】に新規事業の内容を追記しました。 事業 No20「事業所等に対し、男女共同参画の啓発を行う。」から「女性の活躍を応援する事業所や、女性経営者等の情報を提供する。」へ変更しました。 【現状と課題】の内容を追記・修正したことにより、事業 No19「男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発を行う。」から「女性活躍を推進するため、男性の意識改革と行動変革に向けた啓発を行う。」へ変更しました。
P40	基本目標Ⅲ 施策の方向（６） No26 事業	・数値目標「保育所待機児童数」について、基準日時点の待機児童が0（ゼロ）でも年間を通しての待機児童なしは現実ではないのでは。	国・県の計画と整合をとるため、同じ基準日（４月１日時点）で設定しています。
P46	基本目標Ⅳ 施策の方向（８）	・女性の月経への理解促進や事業はできないか。	事業 No38「児童生徒の発達段階に応じた思春期の保健教育を継続して実施する」において、女性の月経についての理解促進を図っていきます。
P46	基本目標Ⅳ 施策の方向（８） 事業 No40	・新規事業で「女性特有のがん」に絞った意図を知りたい。 ・男性も含めた健康診断の促進の取組について知りたい。	国の計画に準じた事業内容と数値目標の指標を用いて、国・県の計画を参考に目標値を設定しています。 データヘルス計画には特定健診実施率、特定保健指導実施率の目標値が設定されています。

ページ	項目	指摘事項	対応
P46	基本目標Ⅳ 施策の方向（8） 事業 No42	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に「エイズ/HIV」の掲載は偏見・差別につながる余地がある。 ・ 医療の進歩から「エイズ/HIV」は性感染症の一部で明記は不要と思う。 	事業内容から「エイズ/HIV」を削除しました。
P51	基本目標Ⅴ 成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会で面前 DV のケースがあるかを確認してはどうか。 	社会福祉課において面前 DV のケースについての相談は現在のところありません。
P51	基本目標Ⅴ 成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果目標「DV の被害を受けた時の対応」について「我慢した」と答えた市民の割合の目標値 55.0%の妥当性を確認したい。 ・ 相談件数を向上させるほうがよいのでは。 	DV の相談窓口をまず知ってもらうことが必要であると考え、成果目標を『「DV の被害を受けた時の対応」について「我慢した」と答えた市民の割合』から、『「DV 相談ができる窓口（方法）」について「知っている」と答えた市民の割合』、現状値一、目標値 80.0%に変更しました。
P55	基本目標Ⅴ 施策の方向（12） 事業 No56	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV 関連の担当課として人権・同和対策室が入っていないことが気になる。 	事業 No56 の担当課に人権・同和対策室を追加しました。
P57	基本目標Ⅴ 施策の方向（13） 事業 No59	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標「DV 被害者支援職員研修の新規採用職員受講率」について、新採職員には不可欠な研修で受講漏れがないことも重要だが、管理職をはじめ職員全体の現在の受講率から目標設定が好ましい。 	毎年実施する DV 被害者支援職員研修は、新規採用職員と DV 関係課 17 課の管理職、担当者を対象者としていますが、まずは新規採用職員に DV 関連情報の厳重な取り扱いを理解してもらうことが必要であると考え、数値目標は新規採用職員の受講率とします。しかし、繰り返しの研修も必要ですので、職員の参加について管理職に依頼していきます。